

令和7年（2025年）9月22日

第10回都市経営会議資料

市役所、サービスセンター・サービスステーションなどの開庁時間の見直しについて

総務部総務課



1 見直し内容

各種オンライン手続きや電子納付の環境整備の進捗などを踏まえ、市役所本庁舎、各サービスセンター・サービスステーションなどの開庁時間を30分短縮し、17時までとします。

また、開庁時間の短縮により、終業前の職員の負担が軽減され、超過勤務の削減につなげます。

2 開始時期

令和8年（2026年）1月5日（月）



3 開庁時間を変更する対象施設

- (1) 市役所本庁舎、市役所第二庁舎（たからっ子総合相談センター、上下水道局など）
- (2) 西谷庁舎（北部振興企画課、西谷サービスセンター）
- (3) 各サービスセンター・サービスステーション
- (4) 健康センター（健康推進課）
- (5) 消費生活センター

※その他の施設は、従来どおりの開庁時間から変更ありません。

4 これまでの行政手続きオンライン化、 電子納付の取組

(1) 各種証明書発行

(住民票、印鑑登録証明書、戸籍、課税証明書)
⇒マイナンバーカードを用いてコンビニでの発行が可能。

(2) 市税、国保税、介護保険料などの支払い

⇒銀行窓口での支払いのほか、地方税統一QRコードを用いたキャッシュレス決済（現在は市税・国保税のみ）、コンビニ収納や電子マネー決済などに対応。

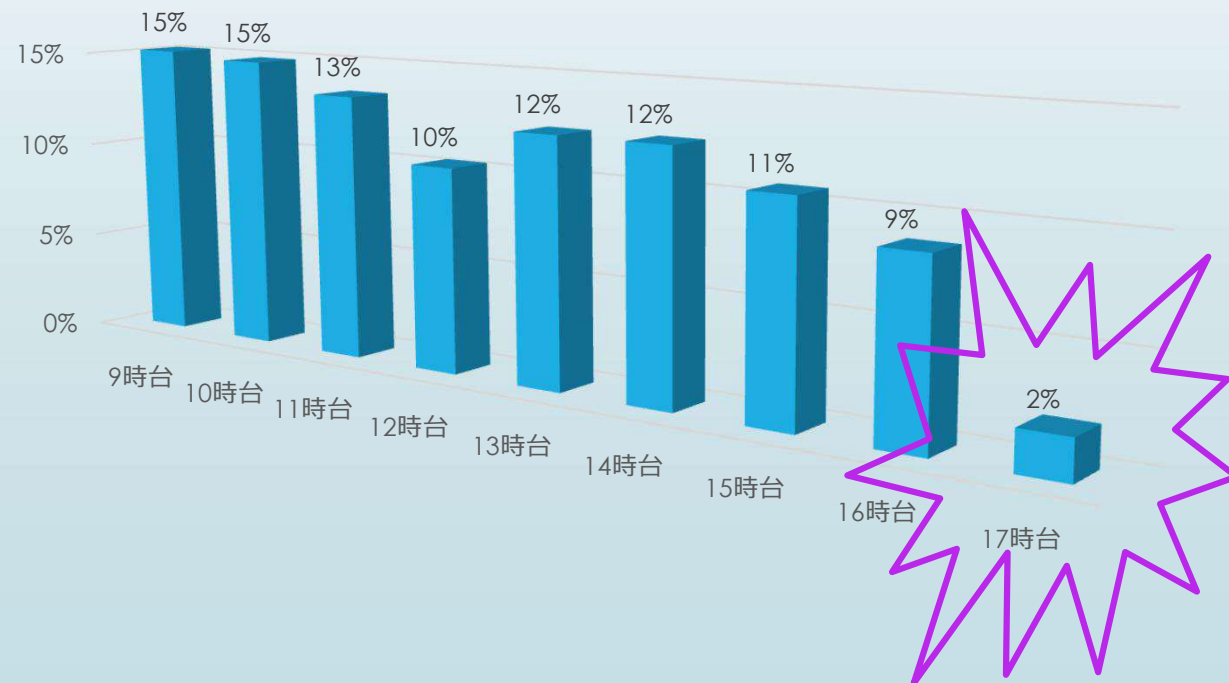
(3) 行政手続きのオンライン申請の推進

⇒兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）、マイナポータル（ぴったりサービス）などのオンライン申請ツールを活用し、オンライン申請手続きを充実。

5 窓口職場への来庁者数

1 7時以降に窓口サービス課を訪れる市民の数は、
約2%（下表参照）。
市役所全体を訪れる市民の数も同じ傾向と考えられます。

窓口サービス課への来庁者時間帯別割合
(令和6年度)





6 電話対応などについて

各課への直通電話の対応は9時から17時までを基本とします（見直しの趣旨を踏まえ、庁内での内線電話の使用についても可能な限り17時以降は控えることとします。）。

また、窓口が混雑する時期の休日等窓口の開設や、来庁者の都合に合わせた時間外の相談業務を実施するなど、各部局における実態に応じた対応をお願いします。

7 周知方法

広報たからづかへの掲載（11月号以降）のほか、市ホームページや各種窓口への周知チラシの設置、SNSの活用などにより周知を行う予定です。

8 参考

Q 1 出入口の施錠・案内表示等について

出入口については、従前どおり18時以降に順次施錠します。案内表示については、市ホームページや出入口及び庁舎内の掲示板上にて、開庁時間の変更についてお知らせします。

Q 2 17時以降の代表電話の対応について

17時以降は電話交換及び防災センターで電話対応を行います。開庁時間が変更になった旨をお伝えし、各課へは原則転送しません。

しかし、市民から通報等があった場合は担当課に架電しますのでご対応ください。その際、17時30分までは内線電話へ、17時30分以降は従来通り各課の緊急連絡先に架電します。

Q 3 電話の自動応答等への対応について

電話の自動応答につきましては、開庁時間にあわせて自動アナウンスが行えるよう機器の導入を検討してまいります。

Q 4 近隣市の状況について

	宝塚市	芦屋市	尼崎市	西宮市	伊丹市	川西市	三田市
開庁時刻	9:00						
閉庁時刻	17:00						16:30
開始時期	R8.1.5	R6.9	R8年度中	R6.11.1	R7年度中	R3.4.1	R7.6.2

※尼崎市、伊丹市は見込みです。